

## いわて教育旅行誘致促進事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1 三陸地域(沿岸13市町村)への教育旅行の誘致拡大及び周遊促進を図るため、旅行業者が、同地域を目的地とする貸切バスを使用した教育旅行を催行した場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

### (定義)

第2 この要綱において「教育旅行」とは、文部科学省が定める学習指導要領に基づき、「遠足・集団宿泊的行事」又は「旅行・集団宿泊的行事」として行われるものをいう。

2 「宿泊施設」とは、旅館業法(昭和23年法律138号)に定める旅館営業、ホテル営業及び簡易宿所営業を行う施設並びに住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)に定める住宅宿泊事業を行う施設をいう。

3 「バス事業者」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営む者をいう。

### (補助事業者)

第3 補助金の交付の対象事業者は、旅行業法(昭和27年法律第239号)及び同法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)の規定に基づく登録を受けた旅行業者とする。

### (補助対象経費、補助対象事業、補助金の額及び申請上限額)

第4 補助対象経費、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助金の額及び補助金申請を行うことができる上限額(以下「申請上限額」という。)は、別表第1のとおりとする。

### (補助事業の内容の軽微な変更)

第5 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる場合とする。

(1) 補助対象経費の2割を超えない減額を行う場合

(2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の額に影響を及ぼさない場合

### (申請の取下期日)

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

### (事業遂行状況の報告)

第7 知事は、補助事業の遂行状況を確認する必要があると認めた場合には、補助事業者に報告を求めることができる。この場合、補助事業者は、補助事業の遂行状況を補助事業遂行状況報告書(様式第11号)により知事に報告しなければならない。

### (立入検査等)

第8 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

### (提出書類及び提出期日)

第9 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(書類の整備等)

第 10 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間(当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が5年を超える場合にあっては当該処分の制限期間)これを保存しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第 11 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率(当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書(様式第12号)により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(その他)

第 12 知事は、補助事業者に対し、この要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

2 この要綱に定めるもののほか、いわて教育旅行誘致促進事業費補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4関係）

補助対象経費	補助対象事業	補助金の額	申請上限額
貸切バス等利用 運送の料金、宿泊 料金、食事代、ガ イド代、サービ ス料金、入場料、旅 行計画作成にかか る企画料金、広告 費その他催行に要 する経費	<p>下記の要件を満たす教育旅行の催行</p> <p>(1) 岩手県の三陸地域の宿泊施設に1泊以上すること。</p> <p>(2) 三陸地域の観光地（観光目的で立ち寄るスポット）、有料体験コンテンツ及び震災学習のいずれか1つ以上を利用すること。</p>	<p>バス1台当たり 50,000 円 ただし、補助対象経費が 50,000 円に満たない場合 は、実際に要した費用</p>	1 事業者当たり 2,000,000円
	<p>下記の要件を満たす教育旅行の催行</p> <p>(1) 岩手県の三陸地域以外の宿泊施設に1泊以上すること。</p> <p>(2) 三陸地域の観光地（観光目的で立ち寄るスポット）、有料体験コンテンツ及び震災学習のいずれか1つ以上を利用すること。</p>	<p>バス1台当たり 20,000 円 ただし、補助対象経費が 20,000 円に満たない場合 は、実際に要した費用</p>	

（注）三陸地域とは、宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町を指すものであること。

別表第2（第9関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	いわて教育旅行誘致促進事業費補助金申請書	第1号	1部	別に定める日
	1 事業計画書	第2号	1部	
	2 会社定款の写し（申請者が個人事業者の場合にあつては旅行業登録簿の写し）		1部	
	3 振込口座の銀行名、支店名、普通当座の別、口座番号、名義人（フリガナ）が分かる部分の通帳の写し		1部	
	4 その他知事が必要と認める書類		1部	
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	いわて教育旅行誘致促進事業変更承認申請書	第3号	1部	当該事業の変更（中止、廃止）を行う日の14日前まで
	いわて教育旅行誘致促進事業中止（廃止）承認申請書	第4号	1部	
	1 事業計画書	第2号	1部	
規則第13条第1項の規定による書類	いわて教育旅行誘致促進事業費補助金請求書	第5号	1部	補助事業の完了の日（規則第6条第1項第3号に規定する補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日
	1 実績報告書	第6号	1部	
	2 催行実績一覧表	第7号	1部	
	3 旅行行程表及び旅行代金内訳書		1部	
	4 運送申込書/運送引受書・乗車券		1部	
	5 運行記録簿等（運行した車両、日付、乗車人数が分かる書面）		1部	
	6 貸切バス利用証明書	第8号	1部	
	7 宿泊証明書	第9号	1部	
	8 三陸地域観光施設等訪問報告書	第10号	1部	
9 その他知事が必要と認める書類		1部		